

高齢者虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方について

共済会櫻井病院（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という）」に規定する、高齢者の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年 法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という。）で高齢者虐待を下記の通りに定義しています。

- i 身体的虐待： 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任： 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待： 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待： 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待： 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該 高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について

- (1) 事業所は、虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的として虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は院長とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（年 2 回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- (4) 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 職員研修について

- (1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。
 - ① 新規採用：採用後3ヵ月以内
 - ② 継続研修：年1回以上
- (2) 職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。
- (3) 事業所は、前2号の研修に職員を積極的に参加させるように努めることとする。

5. 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。

- (1) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告をうけたときは、本指針に基づき適切に対応する。
- (2) 虐待が発生した場合（疑いを含む。）には、速やかに市町村に通報し、市町村の行う事実確認に協力する。
- (3) 職員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (4) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

6. 虐待に関する相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、次のとおり対応するものとする。

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 担当者は、報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報、市町村の行う事実確認に協力する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (3) 担当者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。

(4) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

7. 成年後見制度等の利用支援について

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて、社会福祉協議会等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

8. 虐待等に係る苦情解決方法について

虐待等に係る苦情相談を受けた際には、下記の通りに対応する。

(1) 苦情受付責任者は、寄せられた内容について責任者に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、その他の上席者に相談します。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当事者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上記の「6. 虐待に関する相談・報告体制について」に依るものとする。

(4) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。

10. その他虐待の防止の推進について

上記に示した研修会のほか、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護やサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

付則

●令和5年4月1日 施行